

岡山市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、法第15条第1項に規定する関係機関・団体が連携して子ども・若者を総合的に支援することを目的として、岡山市子ども・若者支援地域協議会を設置する。岡山市子ども・若者支援地域協議会の名称を「岡山市子ども・若者応援パートナーズ」とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成機関 第1条の目的を達成するため岡山市子ども・若者応援パートナーズを構成する関係機関として、別表1に掲げるものをいう。
- (2) パートナー機関 より広く連携支援を行うため、構成機関と連携して支援を行う団体・個人として、岡山市子ども・若者応援パートナーズに登録したものをいう。
- (3) 支援 法第15条第1項に規定する支援をいう。
- (4) 対象者 岡山市在住で支援の対象となる、社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね39歳までの子ども・若者及びその保護者をいう。

(所掌事務)

第3条 岡山市子ども・若者応援パートナーズは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援に係る情報交換及び支援内容に関する協議に関すること。
- (2) 支援に対する関係機関による連携及び協力に関すること。
- (3) 支援に関する調査・研究，研修，広報，啓発に関すること。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 岡山市子ども・若者応援パートナーズは、構成機関及びパートナー機関により構成する。ただし、次条第1項の調整機関において必要に応じて見直すことができるものとする。

(調整機関)

第5条 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課を岡山市子ども・若者応援パートナーズの調整機関として指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山市子ども・若者応援パートナーズの運営に関すること。
- (2) 構成機関及びパートナー機関の連絡調整に関すること。

(3) その他、岡山市子ども・若者応援パートナーズの運営に必要な事務に関すること。

(パートナー機関)

第6条 パートナー機関は、子ども・若者への支援が効果的なものとなるよう、構成機関が行う支援ならびに岡山市子ども・若者応援パートナーズの活動に対して、連携、協力及び情報共有を行うものとする。

2 パートナー機関の登録等に関する事項は、別に定める。

(会議)

第7条 岡山市子ども・若者応援パートナーズに代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議をおく。

2 代表者会議は、各構成機関の代表者により構成し、岡山市子ども・若者応援パートナーズの基本的な運営方針の決定や、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議を行う。

3 実務者会議は、各構成機関及び各パートナー機関の担当者により構成し、岡山市子ども・若者応援パートナーズの目的を達成するため、支援の定期的な進行管理や支援事例の紹介、情報交換等を行う。

4 個別ケース検討会議は、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある構成機関、パートナー機関の担当者等により構成し、対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定や見直し、役割分担の決定及び認識の共有を図る。なお、構成機関及びパートナー機関以外のものについても、必要に応じて参加を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 岡山市子ども・若者応援パートナーズの会議は、非公開とする。ただし、第7条各項に定める各会議において公開を適当と認めるときは、この限りではない。ただし、公開にあたっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(情報提供等)

第9条 岡山市子ども・若者応援パートナーズは、第3条に規定する情報交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、法第20条第3項の規定に基づき、構成機関等に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第10条 岡山市子ども・若者応援パートナーズの構成機関、パートナー機関及びその事務に従事するもの又は従事していたものは、法第24条の規定に基づき、岡山市子ども・若者応援パートナーズの事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

